

## 5 陳情第 40 号

5 陳情 第 40 号	預貯金口座への個人番号または法人番号の紐付けの義務化を求め る意見書の提出に関する陳情
付託委員会	総務区民委員会
受理及び付託 年 月 日	令和5年11月1日受理、令和5年11月30日付託
陳情者	山梨県中央市————— —————

## ( 要 旨 )

全ての預貯金口座への個人番号または法人番号の紐付けを義務化するよう求める、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十九条の意見書を提出すること。

## ( 理 由 )

現行では、預貯金口座への個人番号または法人番号の紐付けは、完全には義務化されていない。

しかしながら、この状態では、個人や法人の財産に関する状況を、効率よく把握することができず、必要な対象に必要な給付が行えない可能性がある。

よって、全ての預貯金口座への個人番号または法人番号の紐付けを義務化するよう求める、意見書を提出するよう求める。